

# 市県民税の申告相談受け付け開始のお知らせ

## ▼申告期間

2月1日（月）～3月15日（火）（土・日、祝日を除く）

## ▼対象

①給与支払報告書が勤務先から市に提出されていない方

②給与以外に所得があった方

③二カ所以上から給与の支払いを受けた方

④営業・農業・不動産などの所得がある方

⑤雑損・医療費・生命保険料・地震保険料などの控除を受ける方

⑥平成二十七年中に所得がなかった方

⑦非課税所得（障害・遺族年金、雇用保険、児童扶養手当など）があった方

※公的年金等の収入金額が四百万円以下であり、かつ公的年金等以外の所得が二十万円以下の方で、所得税の確定

申告をする必要がない方でも、控除を受けたい場合には、市県民税の申告が必要となります。

※確定申告をする方は、市県民税の申告は不要です。

※申告の内容によって、税務署が開設する確定申告書作成会場に案内する場合があります。

## ▼持参するもの

健康保険・年金・医療費等の領収書や、各種控除証明書、印鑑など

①給与所得者や年金受給者＝源泉徴収票など

②自営業や農家の記入した帳簿など

※事業所に係る収支、年間医療費などは、あらかじめ整理・計算してお持ちください。

## ▼申告方法

市県民税申告書に必要事項を記入し、1月8日付のお知らせ回覧文書で指定する日時・会場で申告

※申告期間中、市民税課では郵送の申告書のみ受け付けています。

お問い合わせ（市県民税の申告） 市民税課 TEL:22-7426 22-7427

## いわき税務署からのお知らせ

### ○確定申告をする方へ

確定申告書に必要事項を記入し、早めに提出してください。なお、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」で、申告書を作成すると、申告する方の負担が軽減できますので、ぜひご利用ください。

### ▼申告期間

所得税 2月15日(月)～3月15日(火)、消費税 2月15日(月)～3月31日(木)

○申告書作成会場を開設：申告書の受け付けや記載方法などのアドバイスを行います。

▼開設期間 2月15日(月)～3月15日(火) 9時～16時

▼ところ イオンいわき店

※開設期間中は、いわき税務署内には申告書作成会場を設けていませんので、ご注意ください。

○お問い合わせ(確定申告) いわき税務署 TEL:23-2141